



(別紙)

鹿商観第 81 号
令和8年5月15日

茨城県知事 大井川 和彦 殿

鹿嶋市長 田口 伸



大規模小売店舗に関する意見書

大規模小売店舗立地法第5条第3項の規定に基づき令和8年5月12日付け公告のあった下記の大規模小売店舗について、同法第8条第1項の規定により意見を提出します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 DCM鹿嶋店

所在地 鹿嶋市大字宮中字新町附 2002番地 外

2 届出者

氏名又は名称

DCM株式会社

及び法人にあってはその代表者の氏名

代表取締役 神谷 浩邦

住所

東京都品川区南大井六丁目22番7号



3 意見の内容

配慮を求める事項	意見の内容	理由
なし		

(備考) 1 意見の内容は、大規模小売店舗立地法第4条に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に拠って下さい。